官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一六九）　一
○バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九四）　四
○エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九五）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一九六）　五
○保安林の指定をする件（農林水産七六三～七七八）　五
○保安林の指定を解除する件（同七七九）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七八〇～七八七）　五
〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　法務省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
法　務
公証人任免（法務省）
国家試験
令和七年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）
基本測量関係事項公告（国土交通省）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
有権者申出方、犯罪被害財産支給手続不開始決定関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

その他告示

○総務省告示第百六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十一日

一　名　称　総務大臣　村上誠一郎

二　国外派遣期間　令和七年度比国における米比海兵隊等との実動訓練参加部隊　令和七年五月二十二日から令和七年六月八日まで

三　派遣人数（概数）　百十人程度

四　派遣地域　フィリピン共和国

○外務省告示第百九十四号

令和七年三月七日にポートビラで、バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億円

3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日

4　署名者

日本側　奥田直久在バヌアツ大使

バヌアツ側　マーク・アティ外務・国際協力・貿易大臣

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十五号

令和七年三月二十七日にキトで、エクアドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　森下敬一郎在エクアドル大使

エクアドル側　マリア・ガブリエラ・ソメルフェルド・ロセロ外務・移民大臣

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年四月二十一日

発行年月日　平成二十七年十月一日

旅券番号　TR四八五四六三五

○農林水産省告示第七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市明科中川手五三七三の一、五三九四の二、五三九七、五三九八、五三九九の一、五三九九の口、五四〇〇、五四〇一、五四〇三、六八〇五の四五から六八〇五の五一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇、八五の一、字エノキタニ一二の一、一三の一、二〇の一、二四、字ヲフウチ三〇の一、字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一〇